

Miyoshi City News Release



令和7年4月30日

職員の懲戒処分について

本市職員の懲戒処分について、本日、別紙のとおり発令しました。



広島県三次市

総務部 総務課 職員係 (担当: 瀧熊、中村)
TEL: 0824-62-6105 FAX: 0824-62-6137

職員の懲戒処分について

このことについて、次のとおり発令しました。

1 経過

本件は、令和6年8月、飲酒運転であることを知りながら同乗し、交通法規違反により2年間の免許取消となったもの。

これを受け、本件に係る職員の処分等について「三次市職員分限、懲戒審査委員会」において審査を行い、市長が次のとおり懲戒処分を発令した。

2 処分発令日

令和7年4月30日

3 対象職員及び処分内容等

(1) 所属・職名等

子育て支援部保育課 保育士 （22歳・女性）

(2) 処分の内容

停職6月

(3) 処分の理由

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当

ア 同法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反し、同法第29条第1項第1号に該当

イ 同法第29条第1項第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）に該当

4 その他

対象職員の上司については、管理監督責任があるとして市長から厳重注意を行った。

職員の懲戒処分について

このことについて、次のとおり発令しました。

1 経過

本件は、令和6年度に実施した施設改修工事において、建築基準法に規定する計画通知を行わないまま工事着手に至ったもの。

これを受け、本件に係る職員の処分等について「三次市職員分限、懲戒審査委員会」において審査を行い、市長が次のとおり懲戒処分を発令した。

2 処分発令日

令和7年4月30日

3 対象職員及び処分内容等

(1) 所属・職名等

建設部都市建築課 主査 (60歳・男性)

(2) 処分の内容

減給10分の1 1月

(3) 処分の理由

地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号に該当

ア 同法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反し、同法第29条第1項第1号に該当

イ 同法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）に違反し、同法第29条第1項第2号（職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合）に該当

4 その他

対象職員の上司ほか関係職員については、管理監督責任があるとして市長から訓告又は厳重注意を行った。

懲戒処分公表に係る市長コメント

職員が飲酒運転であることを知りながら同乗し免許取消処分となったこと、及び法に規定する手続きが必要なことを知りながら怠っていたことにより、市行政に対する信頼を損なうことになり、深くお詫び申し上げます。

今後このような事態を二度と起こさぬよう、職員に対する指導と法令遵守について一層の徹底を図り、信頼回復に向けて全力を尽くしてまいります。

令和7年4月30日

三次市長 福岡 誠志